



2008 年 9 月 5 日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況および大量行使に関するお知らせ

日本通信株式会社（以下、「当社」という）は、2007 年 12 月 6 日にお知らせいたしました「第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）及び行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（MS ワラント）（第三者割当）の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」にあるとおり、2007 年 12 月 21 日に、短期的な手元流動性を高めることを目的として 4 億円の無担保転換社債を発行するとともに、中期的な資金調達手段を確保することを目的として行使価額修正条項付の新株予約権を発行しています。

このうち、行使価額修正条項付の新株予約権は、メルリリンチ日本証券株式会社の「エクイティ・コミットメント・ライン」というプランによるものであり、新株予約権の行使価額が当社株式の市場価格に連動するものとなっていますので、大阪証券取引所の規則にもとづき、2008 年 8 月における当該新株予約権の月間行使状況について、下記のとおりお知らせいたします（同日発行した無担保転換社債については、転換価額が修正されるものではないため、行使の状況を開示する対象ではありませんので、ご注意ください）。

なお、2008 年 8 月 12 日に行使価額修正条項付新株予約権の大量行使がありましたので、併せてお知らせいたします（この大量行使については、2008 年 8 月 12 日付当社公表資料「エクイティ・コミットメント・ラインを利用した資金調達に関するお知らせ」をご参照ください）。

記

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 銘柄名： | 日本通信株式会社第 1 回新株予約権 |
| 2. 対象月間の交付株式数： | 10,000 株 |
| 3. 対象月間の行使額面総額： | 752,100 千円 |
| 4. 対象月の前月末時点における未行使残存額： | 3,123,600 千円 |
| 5. 対象月の月末時点における未行使残存額： | 2,380,500 千円 |
| 6. 対象月間における転換又は行使の状況 | |

行使日	交付株式数		行使価額（円）	行使額面総額（千円）
	新株（株）	移転自己株式（株）		
8 月 1 日（金）	—	—	82,200	—
8 月 4 日（月）	—	—	81,720	—
8 月 5 日（火）	—	—	79,440	—
8 月 6 日（水）	—	—	75,060	—
8 月 7 日（木）	—	—	76,290	—

8月8日(金)	—	—	76,710	—
8月11日(月)	—	—	77,910	—
8月12日(火)	10,000	—	75,210	752,100
8月13日(水)	—	—	74,340	—
8月14日(木)	—	—	73,230	—
8月15日(金)	—	—	73,920	—
8月18日(月)	—	—	74,550	—
8月19日(火)	—	—	74,670	—
8月20日(水)	—	—	76,620	—
8月21日(木)	—	—	79,530	—
8月22日(金)	—	—	81,840	—
8月25日(月)	—	—	80,940	—
8月26日(火)	—	—	79,260	—
8月27日(水)	—	—	78,720	—
8月28日(木)	—	—	79,260	—
8月29日(金)	—	—	79,350	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：226,030.63 株（うち自己株式数：29.16 株）

7. 転換又は行使制限に関する状況

- ー 大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 5 条、企業行動規範に関する規則の取扱い 1 (1) ～ (6) までの定めによる行使制限（注）の遵守状況について

①全ての回数を合算した交付株式数（株）	②発行の払込日時点における上場株式数（株）	③行使制限に係る行使比率（＝①／②）（％）
10,000	224,455.63	4.45

（注）同規則では、上場会社が新株予約権等の買受人と締結する契約において、「新株予約権等の行使により取得することとなる株式数が、当該新株予約権等の発行の払込日時点における上場株式数の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分については新株予約権等の行使を行うことができない」旨の行使制限を定めるものとしており、当社とメルルリンチ日本証券株式会社が締結した契約においても、上記の行使制限を定めています。したがって、行使があった場合には、本項に行使比率を記載することにより、行使制限条項の遵守状況を開示します。

以 上

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,672 百万円（2008 年 8 月 31 日現在）

設立： 1996 年 5 月 24 日

事業内容： ●日本初の MVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。